

京都市重度心身障害者医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を支給することにより、重度心身障害者の保健の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（以下「省令」という。）別表第5号に掲げる1級又は2級に該当する障害のあるもの
- (2) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所（以下「児童相談所等」という。）において、知能指数が35以下であると判定された者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、省令別表第5号に掲げる3級に該当する障害があり、かつ、児童相談所等において、知能指数が50以下であると判定されたもの
- (4) 精神又は身体に障害のある乳幼児で、その障害の程度が前3号に掲げる者と同程度であると市長が認めるもの

(対象者)

第3条 この条例の規定により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する重度心身障害者であって、別に定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者であるものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有していること。
- (2) 次に掲げる決定又は措置を受け、本市の区域外に存する別表に掲げる施設に入所していること。
 - ア 児童福祉法第24条の3第2項の規定による市長の支給の決定
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第19条第1項の規定による市長の介護給付費又は特例介護給付費を支給する旨の決定
 - ウ 身体障害者福祉法第18条第2項の規定による市長の措置

エ 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による市長の措置

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例の規定による医療費の支給を受けることができない。

(1) 生活保護法の規定による保護を受けている者

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付を受けることができる者

(3) その者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて別に定める額を超える者又はその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得若しくはその者の扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が当該配偶者若しくは当該扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて別に定める額以上である者

(4) その者の疾病又は負傷について第5条第1項に規定する医療に関する給付が行われた場合において、同項第2号に掲げる額から同項第1号に掲げる額を控除した額について、他の地方公共団体からその全部又は一部に相当する額の給付を受けることができる者

3 前項第3号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、別に定める。

（受給者証）

第4条 この条例の規定により医療費の支給を受けようとする者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、その者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であると認定した者に対し、この条例の規定による医療費の支給を受ける権利を証する受給者証を交付する。

3 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他別に定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から医療を受ける場合には、当該保険医療機関等に受給者証を提

示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 京都府の区域外の保険医療機関等から医療を受けるとき。
- (2) 緊急その他やむを得ない事情があるとき。

(支給の方法及び範囲)

第5条 医療費の支給は、受給者の疾病又は負傷について社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給（以下「医療に関する給付」という。）が行われた場合において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないとき、その者に対し、その満たない額に相当する額について行うものとする。ただし、当該疾病又は負傷について、国、地方公共団体若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）の負担による医療の給付（別に定めるものを除く。）又は社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくは付加給付等（健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。）が行われるときは、この限りでない。

(1) 医療に関する給付の額（療養の給付にあつては、当該療養の給付の額から当該療養の給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）

(2) 医療に要する費用の額

2 前項第2号に掲げる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(1) 療養の給付又は療養費若しくは特別療養費の支給が行われた場合 健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額

(2) 保険外併用療養費が支給された場合 健康保険法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額（次に掲げる場合にあつては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）

ア 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれる場合 健康保険法第86条第2項第2号に掲げる額

イ 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する生活療養が含まれる場合 健康保険法第86条第2項第3号に掲げる額

(3) 訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第88条第4項の規定による厚生

労働大臣の定め例により算定した額

(4) 家族療養費が支給された場合 健康保険法第110条第2項第1号に規定する算定した費用の額（次に掲げる場合にあつては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）

ア 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれる場合 健康保険法第110条第2項第2号に掲げる額

イ 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する生活療養が含まれる場合 健康保険法第110条第2項第3号に掲げる額

(5) 家族訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第111条第2項に規定する費用の額

第6条 市長は、保険医療機関等から医療を受けた受給者に対し、医療費として支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

（支給の期間）

第7条 医療費の支給は、対象者又はその保護者が第4条第1項の規定により申請した日の属する月の初日から受給者が対象者でなくなった日までの間に受けた医療費について行う。ただし、対象者が、月の中途において、本市の区域内に住所を有することとなった者であるときは、当該住所を有することとなった日から行う。

（届出等）

第8条 受給者又はその保護者は、氏名又は住所を変更したとき、その他別に定める事由が生じたときは、速やかにその旨を別に定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出がないときは、職権により調査し、受給者の認定の取消しその他必要な措置をとることができる。

（損害賠償との調整）

第9条 市長は、受給者又は受給者であつた者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第5条の規定により支給すべき医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができ

る。

(不正利得の返還)

第10条 偽りその他不正の手段によって、又は受給者でなくなった後にこの条例による医療費の支給を受けた者があるときは、市長は、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

改正 平成17年3月25日条例第32号

平成18年9月28日条例第15号

平成25年3月29日条例第62号

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 旧京北町福祉医療費の支給に関する条例（以下「旧町条例」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によつてしたものとみなす。

3 旧町条例の規定により医療費の支給を受けることができる者又はその保護者であつて、京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧町条例第4条の規定による申請を行っていないものは、編入日以後に第4条第1項の規定による申請を行うことができる。

4 旧町条例の規定により医療費の支給を受けていた者であつて、編入日以後にこの条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなるものに係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、編入日前においても行うことができる。

附 則（昭和57年12月9日条例第24号） 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

4 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例及び京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年1月10日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例及び京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、昭和59年10月1日(以下「適用日」という。)以後に受けた医療に係る医療費について適用し、適用日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前の京都市老人医療費支給条例又は京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定により支給された医療費は、それぞれこの条例による改正後の京都市老人医療費支給条例又は京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定により支給されたものとみなす。

附 則 (昭和62年6月11日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和62年8月1日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月14日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年9月22日条例第17号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月3日条例第32号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月7日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年9月24日条例第11号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年10月20日条例第27号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第31号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第32号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第149号）
（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月28日条例第13号）
（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例、京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月28日条例第15号）
（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第52号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月10日条例第8号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。

（平成23年9月30日規則第30号で平成23年10月1日から施行）

附 則（平成24年3月30日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日条例第62号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第143号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設
- (2) 障害者総合支援法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設
- (3) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（同法附則第41条第2項又は第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる施設を含む。）
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設